東郷セントラル地区計画書 平成29年7月19日決定 東郷町告示第54号 令和 5年3月24日変更 東郷町告示第 8号

:	名 称	東郷セントラル地区計画							
		東郷町大字春木字北見額、字小廻間、字猫池、字東岡ノ上、字南岡ノ上及び字南見							
	位 置	額の全部並びに大字春木字伊勢木、字上ノ畑、字折橋、字北所屋敷、字北反田、字							
		塩田、字瀬戸田、字塔ノ上、字橋際、字深池及び字桝池の各一部並びに大字和合字							
		前田の一部							
i	面積	約 43.4ha							
		本地区は、東郷町の中央部に位置し、国道 153 号豊田西バイパスの南方約1km							
		の区域であり、都市計画道路3・3・257瀬戸大府東海線に面する交通利便性の高い区域である。							
		こうした位置と交通利便性を活かし、土地区画整理事業を施行することにより、							
		 新たな商業業務機能の集積による町の中心核及び良好な住環境を形成し、鉄道駅の							
		 ない本町における交通結節機能を創出するため公共空地に交通広場を整備する地区							
	地区計画の目標	である。							
		東郷セントラル地区低炭素まちづくり計画では、本地区を集約拠点地区として位							
		置づけ、集約型都市構造への転換を図るとともに、環境に配慮した取組を総合的に							
		行うことにより低炭素まちづくりを計画していることから、本地区において適正な							
		建築物の規制誘導を図りつつ、環境に配慮したまちづくりを進め、地区施設により							
		公共交通機能の充実した、大規模商業施設と住宅地の調和のとれた良好な住環境の							
		形成を目指す。							
		良好な住環境の形成を図るため、本地区を次のように区分し、各地区の土地利用							
		の方針をそれぞれ定める。							
		1 低層住宅地区A1、A2、A3							
		積極的な緑化を図るとともに、ゆとりある低層の戸建て住宅を中心とした、閑							
		静で落ち着いた住環境の形成を図る。							
区域		2 低層住宅地区B1、B2、B3							
		低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る。							
整備		3 中層住宅地区A、B							
開発	土地和田の大台	住民生活に直結する一定の利便施設の立地を許容しつつ、隣接する既存住宅地							
及バ	土地利用の方針	に配慮した中層住宅を中心とした適正な住環境の形成を図る。							
の整備開発及び保全の方針		4 沿道地区A							
土の		幹線道路に面する利便性を活かし、一定規模の沿道サービス系施設等の集積を							
万		図るとともに、隣接する中層住宅地区に配慮した環境形成を図る。							
		5 沿道地区B1、B2							
		 幹線道路に面する利便性を活かした賑わいを創出するため、一定規模の沿道サ							
		 ービス系施設等の集積を図るとともに、隣接する低層住宅地区や中層住宅地区に							
		 配慮した環境形成を図る。							
		6 沿道地区C1、C2							
	l								

幹線道路に面する利便性を活かした賑わいを創出するため、一定規模の沿道サービス系施設等の集積を図るとともに、隣接する低層住宅地区に配慮した環境形成を図る。

7 近隣商業地区

交通結節機能を配置し、広域拠点として環境に配慮した魅力ある商業施設の集積を促し、人が集まり、賑わいあふれる環境形成を図る。

地区施設の整備の方針

交通結節点を確保するため、近隣商業地区の公共空地に交通広場を整備する。

各地区の土地利用の方針に沿った良好な住環境の形成を図るため、建築物の整備の方針を次のとおり定める。

1 低層住宅地区A1

環境に配慮した低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、 垣又は柵の構造の制限、建築物の緑化率の最低限度を定める。

2 低層住宅地区A2、A3

環境に配慮した低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限、建築物の緑化率の最低限度を定める。

3 低層住宅地区B1

低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物の緑化率の最低限度を定める。

建築物等の整備の方針

4 低層住宅地区B2、B3

低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限、建築物の緑化率の最低限度を定める。

5 中層住宅地区A、B

住民生活に直結する利便施設と隣接する既存住宅地に配慮した中層住宅が調和した適正な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物の緑化率の最低限度を定める。

6 沿道地区A、B1、B2、C1、C2

沿道サービス系施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限、建築物の緑化率の最低限度を定める。

7 近隣商業地区

環境に配慮した商業施設の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最

		高限度、垣又は柵の構造の制限、建築物の緑化率の最低限度を定める。										
地	地区施設の配置	名 称	面積	配置								
地区整備計画	及び規模	公共空地(交通広場)	約 0.3ha	計画図表示のとおり								
	建築物等に関す	回ばのともの										
画	る事項	別紙のとおり										

別紙 東郷セントラル地区計画書 地区整備計画 建築物等に関する事項

		11 h C 7 A		(大学など) (大学)	に関けらせにょう	(KB) D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M D A M A M D A M D A M D A M D A M A M A M A M A M A M A M A M A M A M A		((日本)		中国化心型CD	ングスを	ング水本でしょ	シン学生でロウ	ングはまりつく	ンス本本でつり	/FU** 축**#\CZ
地区		地区の 名称	低層住名地区AT (一低層)	低層住宅地区A2 (準住居)	低層住名地区A3 (二住)	(一低層)	(準住居)	(二住)	中唐任七地区A (一中高)	中暦任七地区B (二中高)	沿道地区A (一住)	沿道地区B1 (二住)	沿道地区B2 (準住居)	沿道地区C1 (二住)	沿道地区C2 (準住居)	近隣商業地区 (近商)
区分		地区の 面積	約5.5ha	約0.1ha	約0.1ha	約5.3ha	約0.1ha	約0.3ha	約4.7ha	約3.0ha	約2.2ha	約5.5ha	約1.1ha	約2.8ha	約0.8ha	約11.9ha
	物の 等制	の用途	次げはは1 名建ら公 名建ら公 号築築しい浴 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	4 学校(大学、 学校 (大学、 学修学校及・ 関すする では、 する では、	して 店兼30 寄、びそ 、の、れ 、すめ 宿高各の 教 保ら 衆も公 に 下学をら 他 福る 所令必 電の益 附続に こ 祉も そ第要 に かんしゅう できる いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	げる建築物 は、建築して はならない。 1 公衆浴場	建い12このる34校く類5れ6木の78の1な9築物、住住らうの共学専)る神に老ム、診巡こ条築前は、宅宅にち、同校修、も社類人そ、療査れの物とで類令、住住ぐ学図の、す木の、所派ら4、号で製・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所、店舗その他 用途を兼ねるも 30条の3で定め 寄宿舎又は下宿 、高等専門学 び各種学校を除 その他これらに 、教会その他こ	は、 はない はない はない 自建する (は は は は は は は は は は は は は は は は は は	はは12等業等律法号営う第す話業する庫附を、な の務に(律。法。9る異のる (属除建ら公風規の関昭第以」)項店性用も自建すくを、 のの関配第以」)項店性用も自建すくの、 ののでは、 ののでは	に供 するテ は は な が に は が に は が に は が に は が に は の に は は の に は の に に に に に に に に に に に に に	次げはは122規型介に3は4習5庫附を6㎡の7ンこ場券外の類のる、な 条定電営供 旅 所 (属除 を) 屋屋、発車他す各建建ら公風第す話業す木館自 自建すく畜超 マ、、勝売券こる号築築な衆営9る異のるテ 動 動築る。舎え ーぱ射馬所売れもに物しい浴法項店性用もル 車 車物も)(る ジち的投、場らの掲 て。場第に舗紹途の又 教 車にの 1も ゃん 票場そに	次げはは122規型介に3は4習5庫附を6㎡の7ンこ場券外の類8画若場クこ令7る9営のる、な 条定電営供 旅 所 (属除 を) 屋屋、発車他す 館し又ラれ第のも む各建建ら公風第す話業す木館自 自建すく畜超 マ、、勝売券こる劇、くはブに13の倉倉号築築な衆営9る異のるテ 動 動築る。舎え ーぱ射馬所売れも場演はナそ類3で 庫庫に物しい浴法項店性用もル 車 車物も)(る ジち的投、場らの、芸観イのす条定 業 電気 電気 単 単れも)(る ジちの投、場らの、芸観イのす条定 業 で、場第に舗紹途の又 教 車にの 1も ャん 票場そに 映場覧ト他るのめ を	は122規型介に3習4庫附を5㎡の6ンこ場な 条定電営供 所 (属除 を) 屋屋、ら公風第す話業す自 自建すく畜超 マ、、勝い浴法項店性用も車 車物も)(る ジち的投源。場第に舗紹途の教 車にの 1も ゃん 票	の6ンこ場券外の類7画若場クこ令7る8営) 屋屋、発車他す 館し又うれ第のも むマ、、勝売券こる劇、くはブに13の倉倉ーぱ射馬所売れも場演はナそ類30で 庫庫ジち的投、場らの、芸観イのす条定 業ャん 票場そに 映場覧ト他るのめ を	院他す6ムムらの7第でを8は9習10、こる、そに 13めく木館自 20の人祉他す 場条る。テ 動 自動 10を数 10を8は9習10を8は9習10を8は9習10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8を3を9は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9割10を8は9まののであります。

地区の	地区の 名称	低層住宅地区A1 (一低層)	低層住宅地区A2 (準住居)	低層住宅地区A3 (二住)	低層住宅地区B1 (一低層)	低層住宅地区B2 (準住居)	低層住宅地区B3 (二住)	中層住宅地区A (一中高)	中層住宅地区B (二中高)	沿道地区A (一住)	沿道地区B1 (二住)	沿道地区B2 (準住居)	沿道地区C1 (二住)	沿道地区C2 (準住居)	近隣商業地区 (近商)
区分	地区の 面積	約5.5ha	約0.1ha	約0.1ha	約5.3ha	約0.1ha	約0.3ha	約4.7ha	約3.0ha	約2.2ha	約5.5ha	約1.1ha	約2.8ha	約0.8ha	約11.9ha
建築物の容積率 の最高限度		_	100%		_	100%		_				•			
建築物の建蔽率 の最高限度			50%		_	50%		_							
建築物の敷地面積の最低限度		170㎡ (公益上必要な建築物を除く。) 160㎡ (公益上必要な建築物を除く。)											3,000㎡ (公益上必要 な建築物を除 く。)		
壁面の位置の制限		境界線又は隣地	境界線までの距る。ただし、間口	離は、それぞれ	は、それぞれ0.	はこれに代わる村 75m以上とする	注の面から道路域。ただし、間口	意界線又は隣地境 が9m未満の敷地	界線又は隣地境界線までの距離 建築物の外壁又はこれにか9m未満の敷地の場合は、0.5 は、それぞれ1.0m以上と						建又わら又線は 類に在路隣でそり 外に面界境距でそり上 外に面界境距でといる。
建築物の 最高限度		_	10m		_	10m				20m			30m		
垣又は柵の制限	冊の構造	ブロック塀そのは門柱について	他これに類するも は、この限りでな	らのとしてはなら ない。	は透視性のあるフェンス、鉄柵その他これらに類するもの(以下「フェンス等」という。)とし、 1 主要な公共施設及び地区施設の利用を妨けるない。ただし、フェンス等の基礎でブロックその他これに類するものの高さがO.6m以下のもの又 2 道路に面する垣又は柵は、生垣とする。たったばし、フェンス等の基礎でブロックその他これに類するものの高さがO.6m以下のもの又 2 道路に面する垣又は柵は、生垣とする。たった。 である ではいい ではいい でいっぱい にんしゅう しょく しょく しょく はい こうないよう配慮する しょく いっと しょく しょく しょく しょく はい こうない とう にゅう しょく しょく しょく しょく はい こうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく こうしょく しょく しょく しょく はい こうない とう にゅう しょく しょく しょく しょく しょく はい こうない とう しょく							生垣とする。たた	し、やむを得な		
建築物の)緑化率 限度	敷地面積が100 (土地区画整理) 規定による換地 土地で、所有権 部を一の敷地と 未満のものにつ	法(昭和29年法 処分又は仮換地 その他の権利に して使用する敷	律第119号)の の指定を受けた 基づいてその全 地面積が170㎡)㎡以上のときは、	. 5%			敷地面積が100	Dmi以上のときは	. 10%			

